独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「附則第八条の六第一項」を「附則第八条の七第一項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十八号

平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○文部科学省令第二十六号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十五号）の施行に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十三日

文部科学大臣　馳　浩

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「附則第八条の四第一項」を「附則第八条の五第一項」に改める。

附則第八条中「附則第八条の六第一項」を「附則第八条の七第一項」に改める。

附則第九条中「附則第八条の七」を「附則第八条の八」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○財務省告示第百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年四月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百六十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）とする。

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆千九十億円

ロ　非競争入札発行　額面金額で千万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で千九百四億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額で千百四十一億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆千二百二十六億二千百四十五万円

ロ　非競争入札発行　千六万四千六百円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千九百十六億二千九百九十八万四千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　千百四十八億三千七百八万六千円